

奈良県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大三輪十市線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
1 5 2	桜井市大字三輪元 馬場方四三二番一 先から 橿原市十市町八九 八番一先まで	前	六・七 、 一三三・二	四、一三八・ 九	
	桜井市大字三輪元 馬場方四三二番一 先から 桜井市大字大泉六 八番一先まで	後	六・七 、 一六・九	一、四〇四・ 三	